

第38回丹後半島駅伝大会 自治体職員の部参加取扱要領

1 申込み

- (1) 申込みは「第38回丹後半島駅伝大会参加申込書」(別紙)で申し込むこと。
- (2) 申込期限は、令和7年9月3日(水)までとする(案内チラシ(れんぼう8月号掲載)では所属所内の申込期限として9月2日(火)と記載)。
- (3) 会計年度任用職員等が特例会員として選手登録する場合は、丹後半島駅伝大会に限った特別分担金として1人あたり300円を納入すること。なお、特別分担金は、当会の振込依頼票にて、11月末までに納入すること(請求書は9月下旬に送付予定)。
- (4) 開催要項「12 部門と定数」に定める定数を超える申込みがあった場合は、抽選を行う。
- (5) 参加取消しによる繰上げは、令和7年10月1日(水)までとする。
- (6) 繰上げ期日後、選手等の取消しにより、開催要項「11 参加資格」及び「13 チーム構成」に定める基準を満たすことができなくなった場合は、その時点で出場停止とする。
- (7) 選手登録の追加・変更は、令和7年10月1日(水)までに行うものとし、以後は原則認めない。万一、未登録者の出場が判明したときは、その時点で出場停止とする。
- (8) チームは、所属所単位での編成を原則とするが、チーム編成が困難な場合は、個人単位での申込みを受け付け、大会事務局でチーム編成を行う。

なお、記録は個人のみ正式記録とし、チームは、参考記録とする(表彰は区間賞のみ)。

- (9) チーム以外での申込みがあった場合の費用弁償等については、次のとおりとする。

<交通費助成>

南丹、京都乙訓 山城北、山城南	3,000 円/1 人
丹後	2,000 円/1 人

<運営協力費>

なし

2 交通整理員

- (1) 参加チームは、1チーム1人以上(2人まで)の交通整理員を登録すること。交通整理員の登録変更は、大会当日まで認め、1人以上の交通整理員を登録できなかった場合は、その時点で出場停止とする。
- (2) 交通整理員は、大会前日に開催するチーム代表者会議兼大会役員会議(交通整理員を含む全体会議)に必ず出席し、指示を受けて用務につくこと。会議に交通整理員が出席しなかったチームは、出場停止とする。
- (3) 交通整理員のユニフォーム(役員章)は、チーム代表者会議兼大会役員会議(交通整理員を含む全体会議)で配付する。
- (4) 交通整理員は、大会当日にユニフォーム(役員章)を着用し、開会式に出席すること。
- (5) 開会式終了後、専用バスで指定された時刻に中継所に向かい、中継所責任者の指示を受けて用務につくこと。

3 参加者分担金

(1) 参加者は、参加者分担金として次のとおり負担するものとする。

宿泊（1泊2食） 会員…8,500円 特例会員…17,000円

弁当（汁物・お茶付き） 会員…1,100円 特例会員…1,100円

※宿泊・弁当を希望しない者は、不要

(2) 参加者分担金は、当会の振込依頼票にて、11月末日までに納入すること（請求書は9月下旬に送付予定）。

(3) 取消料は、次のとおり申し受ける。

＜宿泊＞ 宿泊代の全額（17,000円）に対して算出

取消日	取消料
10/4（土）～10/10（金）	3,400円（宿泊代の20%）
10/11（土）～10/17（金）	5,100円（宿泊代の30%）
10/18（土）～10/23（木）	8,500円（宿泊代の50%）
前日 10/24（金）	15,300円（宿泊代の90%）
当日 10/25（土）	17,000円（宿泊代の100%）

＜弁当＞ 令和7年10月17日（金）17時以降、全額（1,100円）

(4) 大会役員（交通整理員除く）の宿泊代は、主催者が負担する。

(5) 大会役員（交通整理員含む）の弁当代は、主催者が負担する。

(6) 大会役員（交通整理員含む）及び選手・応援は、主催者が指定した宿舎に宿泊するものとする。

(7) 応援のうち宿泊・弁当を希望する者には、次のとおりあつせんするので、令和7年9月3日（水）までに所定の申込書にて申し込むものとする。

＜宿泊＞

	大人（中学生以上）	小人（4歳以上）	3歳以下
料金	17,000円	8,500円	無
食事（夕・朝）	有	有	無
寝具	有	有	無

＜弁当（汁物・お茶付き）＞ 1個 1,100円

4 交通手段

(1) 宿舎までの交通手段は、所属所ごとに確保すること。

(2) 宿舎到着後の移動は、主催者の指示に従うこと。

(3) 丹後小学校への車の乗り入れは、チーム代表者会議兼大会役員会議（交通整理員を含む全体会議）の出席時を除いて、一切禁止する。

5 試走

試走は、参加者の責任で自主的に行うこと。

6 傷害見舞金

(1) 登録者の大会中の事故については、傷害見舞金の対象とする。

(2) 練習計画書により届け出のあった練習中（試走を含む）の事故については、傷害見舞金の対象とする。

7 その他

その他、必要な事項については、参加所属所に事前に案内する。